

欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書

事業年度	令和 3・6・1 令和 3・12・20	法人名	第71回 法人税法本試験計算問題 問2 (1)
------	------------------------	-----	----------------------------

別表七(一) 令三・四・一以後終了事業年度分

控除前所得金額 (別表四「39の①」)-(別表七(二)「9」又は「21」)		1	円	所得金額	控除限度額 (1) × $\frac{50 \text{ 万円}}{100}$	2	円
			10,021,500				10,021,500
事業年度	区分	控除未済欠損金額		当期控除額 (当該事業年度の(3)と(2)-当該事業年度前の(4)の合計額)のうち少ない金額)		翌期繰越額 (3)-(4)又は(別表七(三)「15」)	
		3	円	4	円	5	円
令和 2・6・1 令和 3・5・31	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	1,250,000	円	1,250,000	円	/	
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
計		1,250,000		1,250,000			
当期分	欠損金額 (別表四「48の①」)			欠損金の繰戻し額		/	
	同上のうち	災害損失金					
	同上のうち	青色欠損金					
合計							
災害により生じた損失の額の計算							
災害の種類					災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日		・
災害を受けた資産の別			棚卸資産		固定資産 (固定資産に準ずる繰延資産を含む。)		計 ① + ②
			①		②		③
当期の欠損金額 (別表四「48の①」)		6	/		/		円
災害により生じた損失の額	資産の滅失等により生じた損失の額		7	/		/	
	被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額		8	/		/	
	被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額		9	/		/	
	計 (7) + (8) + (9)		10	/		/	
保険金又は損害賠償金等の額		11	/		/		
差引災害により生じた損失の額 (10) - (11)		12	/		/		
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額		13	/		/		
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額		14	/		/		
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額 (6の③)と(13の③)-(14の③)のうち少ない金額		15	/		/		
繰越控除の対象となる損失の額 (6の③)と(12の③)-(14の③)のうち少ない金額		16	/		/		

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等
 欠損金の損金算入及び解散の場合の欠損金の損金
 算入に関する明細書

事業年度 令和 3・6・1
 令和 3・12・20
 法人名
 第71回 法人税法本試験計算問題
 問2 (1)

別表七(三)
 令三・四・一以後終了事業年度分

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	1		円	所得金額差引計 (別表四「39の①」) - (7)	9	円
	私財提供を受けた金銭の額	2					
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	3			当期控除額 ((4) = (8) と (9) のうち少ない金額)	10	
	計 (1) + (2) + (3)	4					
欠損金額等の計算	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額	5		19,981,000	調整前の欠損金の翌期繰越額 (13の計)	11	
	適用年度終了の時ににおける資本金等の額 (別表五(一)「36の④」) (プラスの場合は0)	6	△	0			
	欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	7		1,250,000	欠損金額からしないものとする金額 (10) と (11) のうち少ない金額)	12	
	差引欠損金額 (5) - (6) - (7)	8		18,731,000			

欠 損 金 の 翌 期 繰 越 額 の 調 整

発生事業年度	調整前の欠損金の翌期繰越額 (別表七(一)「3」 - 「4」)	欠損金額からしないものとする金額 (当該発生事業年度の(13)と((12) - 当該発生事業年度前の(14)の合計額)のうち少ない金額)	差引欠損金の翌期繰越額 (13) - (14)
	13	14	15
令和 2・6・1 令和 3・5・31	円	円	円
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
計			